

審議経過報告骨子（素案）

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

目次

1.	生涯学習を取り巻く状況	1
(1)	我が国の社会をめぐる状況の変化	1
(2)	学習環境の変化	1
(3)	社会の変化と生涯にわたって学び続ける意義	1
2.	学習成果活用の課題	2
(1)	生涯学習等の現状	2
(2)	学習者の視点からの課題	3
(3)	学習機会提供者の視点からの課題	3
(4)	地域活動の視点からの課題	3
3.	今後の施策の方向性	3
(1)	基本的視点	3
(2)	『「学び」と「活動」の循環』の形成	4
4.	検定試験の質の向上等	5
(1)	検定試験の意義について	5
(2)	検定試験の評価及び情報の公開について	6
(3)	検定試験の活用について	9
5.	学習成果の評価・活用のための「人材認証制度」の活用の推進	11
(1)	求められる役割・機能	11
(2)	当面取り組むべき課題	11
(3)	将来的な活用可能性	12
6.	ICTを活用した「生涯学習プラットフォーム（仮称）」の構築	12
(1)	求められる役割・機能	12
(2)	機能により実現されること	13
(3)	当面取り組むべき課題	14
(4)	将来的な活用可能性	15

1. 生涯学習を取り巻く状況

(1) 我が国の社会をめぐる状況の変化

- 我が国は超高齢社会を迎えており、人口減の進んだ地方では、地域のコミュニティは消滅の危機に直面。人口減少は、経済社会への重荷、将来的な行政サービスの縮小という点から課題。
- 急速な科学技術イノベーションの発展、グローバル化の進展は、社会の変化の速度を速め、人々は絶えず新たな知識・技術を修得することが必要。
- これらの社会的課題に対応するため、個人が主体的に取り組むとともに、地域社会が地域住民の力を統合して解決することが必要。一人一人が生き生きと自己実現を図りながら、学習成果を適切に活用して、社会参画する等地域社会の自立に向けた取組が一層必要。

(2) 学習環境の変化

- 社会の成熟化に伴い、民間を含め、多種多様な学習の機会が存在し、大学等の公開講座数は高水準で推移。地域における高度な学習機会は充実。
- ICT（情報通信技術）の進展により、e-ラーニング、放送大学のネット配信、MOOC（大規模公開オンライン講座）が拡大。タブレット端末、スマートフォンの利用等学習スタイルは劇的に変化。
- 一方、地域に根ざした学習活動は減少する傾向。地域の課題が複雑化する中であって、学習活動の成果を地域の課題解決に活用することが一層必要。

(3) 社会の変化と生涯にわたって学び続ける意義

- 一人一人が、学び、活動することの楽しさや喜びを得、共に学び、活動することは、社会の活力を維持・増進するもの。学習活動によって、能力や可能性を高めることは、急速な変化への対応力を備えた社会を構築し、我が国全体の知識基盤を一層強固にすることにも寄与。
- 地域住民が、地域の課題解決や様々な地域活動等に参画していくことが求められており、生涯学習は地域づくりの担い手育成のためにも一層重要。東日本大震災のボランティア等、個人を基盤に力を合わせて共に創り出す社会を構築していくことが必要であり、社会性・公共性の観点から行われる生涯学習の役割への期待が増大。
- 急速な社会変化に対応じて、職業の在り方が様変わりし、従来の企業等

1 における日本型雇用形態が変化しつつあること等により、社会において学
2 歴の持つ意味合いが変化し、個人が現に保有する知識や技能、能力が問わ
3 れており、社会に出た後も学び続け、新たに必要とされる知識や技術を身
4 につけていくことが必要。

5
6 ○ その一方で、社会において学習した成果が適切に評価されているかとい
7 う点は引き続き課題。このため、学習者が、様々な学習機会を通じて学習
8 した成果が蓄積され、評価され、就業・進学・社会参画等の活用につな
9 がる仕組みの検討が必要。

10
11 ○ 一人一人が、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それ
12 ぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、生きがいを感じるこ
13 とができる社会、一億総活躍社会の実現が求められている。社会において学
14 習した成果が適切に評価され、一人一人が最大限に能力を発揮し、社会の
15 発展につなげていくことは、一億総活躍社会づくりの土台を作るものであ
16 る。

17
18 ○ 昨年12月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に
19 向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」にお
20 いて、厳しい教育環境の中、子供を軸として、次世代を担う子供たちの成
21 長に向け、地域社会と学校が協働して取り組むことが必要とされた。この
22 新たな「地域学校協働本部」とコミュニティ・スクールの取組が進められ
23 る中で、多くの地域住民等がこれまでの学習成果を活用し発揮する場面が
24 拡大していくことが期待される。

25 このため、本部会において、学習成果の活用について必要な今後の取組
26 を示すことで、一人一人の学習活動の活性化と地域社会における子供の成
27 長を支える活動の双方が両輪となって一層推進されることを期待。

28 29 30 **2. 学習成果活用の課題**

31 32 **(1) 生涯学習等の現状**

33 ○ 学校教育（フォーマル教育）や大学の公開講座等の一定程度体系化され
34 た教育（ノンフォーマル教育）を通じた学習だけではなく、自主的な学習
35 等その他の教育プロセス（インフォーマル教育）に主に含まれるボランテ
36 ィア活動への参加、各種の顕彰の受賞等の活動も、学習・活動の成果とし
37 て活用されることが重要。

38
39 ○ 学習の成果を評価し、社会的に通用させるための方策は必ずしも十分に
40 確立されておらず、「生涯学習パスポート」等も、必ずしもその取組が広

1 がっていない。

3 (2) 学習者の視点からの課題

4 ○ 生涯学習には多様な側面があり、学習者が自らを高めるために行うもの
5 も重要である。同時に、学習成果を課題解決にも生かすなど、社会的に活
6 用する視点を持って生涯学習を行うことの意義も大きい。

7
8 ○ インフォーマル教育は、一般的に客観的な学習成果の証明が困難である
9 ため、学習成果の活用に課題。また、体系的な学習の成果の証明に有効な
10 検定試験は、更なる社会的な活用の場の拡大が課題。

11
12 ○ 学習者が学習活動から学びや活動の範囲を広げていくため、学習コミュ
13 ニティ形成の促進のためのネットワーク化も今後の課題。

14 (3) 学習機会提供者の視点からの課題

15 ○ 多種多様な学習機会が提供されているが、必ずしも、学習成果を活用す
16 ることを意識したものとはなっていない。

17
18
19 ○ 公民館等により提供される講座は、地域課題の解決に関する学習機会が
20 十分に提供されているとは言えず、充実が必要。大学等による公開講座は、
21 地域の課題の解決を目的とした講座の開設はいまだ一部にとどまる。大学
22 が、地方自治体や NPO 等と連携することにより、様々な社会的課題の解決
23 に資する実践的な講座を充実することを期待。

24 (4) 地域活動の視点からの課題

25 ○ 地域に根ざした学習機会の減少や、地域の活動への参加者の高齢化・固
26 定化を踏まえ、より意図的に、学習者を「顔の見える」関係の中で適切に
27 地域活動への参加に誘うような仕組みづくりが必要。

28
29
30 ○ 円滑な地域活動へのマッチングのため、学習者が一定程度の信頼性を備
31 えた学習・活動履歴の記録を有することや、地方自治体等において地域課
32 題の解決に求められる人材像の提示や学習機会の一層の充実が課題。

33 34 35 3. 今後の施策の方向性

36 (1) 基本的視点

37 ○ 生涯学習は、国民が充実した心豊かな生活を送り、地域社会に参画し、
38 職業生活に必要な知識の習得等により経済的にも豊かな生活を送ることを
39 可能とするものであり、我が国の持続的発展に資するもの。
40

- 1
2 ○ 「全員参加による課題解決社会」を実現していくため、各種課題に対応
3 する多様な学習機会を充実し、一人一人の可能性を高めていくことと、学
4 習した成果が適切に評価され、その活用につなげていけるような環境を整
5 備することの二つの施策を両輪で進めていくことが重要。

7 (2) 『「学び」と「活動」の循環』の形成

8 【「学び」の場の整備・充実】

- 9 ○ 多様な学習機会の提供のみならず、地域の課題等に対応した学習機会の
10 充実や成果の活用を意識した学習活動が必要。このため、地域の課題や社
11 会のニーズに関する情報共有が重要。地方自治体と大学等との連携による
12 実践的な課題解決型の講座等の充実が重要。
- 13
- 14 ○ 学習機会の提供は、社会教育施設、大学、首長部局、NPO、民間教育事業
15 者等の様々な主体によりなされていることを念頭に置いて施策を講ずるこ
16 とが必要。
- 17
- 18 ○ 学習活動を課題解決活動へ発展させていくため、学習者同士のネットワ
19 ーク化を図るための支援が重要。

21 【「学び」と「活動」の橋渡し】

- 22 ○ 学びの成果が有効に活用されるためには、その成果が社会的に適切に評
23 価されるような環境を整備することが重要。
- 24
- 25 ○ 学習した成果の評価としては、学校教育における学位や大学等における
26 社会人等の学生以外の者を対象とした履修証明制度、個人の能力・知識を
27 判定し、特定の職業への従事を証明する国家資格等、制度化されているも
28 のがある。
- 29
- 30 ○ これらの法律に基づき制度化されているものの他にも、学習の成果が適
31 切に評価されるような環境を整備することが必要。このうち検定試験につ
32 いては、社会において広く企業や学校等の活用を促す上で、そのレベル等
33 のわかりやすい情報開示や質の確保が課題。
- 34
- 35 ○ さらに、学習者が学習・活動履歴を体系的に把握し、他者に対して証明
36 等を行えることも重要であり、例えば「生涯学習パスポート」等の取組の
37 活用を促すことが考えられるが、その際、記録の信頼性の確保等も課題。
38 また、学習・活動履歴を体系化に資する方策として、いわゆる「人材認証
39 制度」の活用も考えられる。

- 1 ○ 学習者が、地域が抱えている課題と必要な人材像の認識が必要。そのた
2 め、地域が必要とする人材像や、それに求められる知識・技能を自治体や
3 NPO 等が明らかにすることが有効。
4
- 5 ○ 一定の講座の学習等を活動に参加する要件とすることで、学習者に学習
6 活動の成果を活用する活動の場を提示し、「学び」を「活動」に効果的に
7 つなげることが可能。これに加え、地域活動に参加した者に発展的な講座
8 を提供し、新たな「学び」につなげることが重要。
9
- 10 ○ このような、地域課題と人材、学習成果の蓄積からの新たな学習機会等
11 との円滑なマッチングに関する方法を確立し、これにより『「学び」と「活
12 動」の循環』を展開することが必要。
13
14

15 4. 検定試験の質の向上等

16 (1) 検定試験の意義について

- 17 ○ 平成 22 年 6 月に文部科学省でとりまとめた「『検定試験の評価ガイドラ
18 イン（試案）』について（検討のまとめ）」（以下、「検討のまとめ」と
19 いう。）においては、「社会一般で通称的に使用されている「検定」や「資
20 格」、「認定試験」等の用語を含め、広く学習成果を測定する、いわば物
21 差しとしての役割を果たしているもの」を包括的に「検定試験」と整理し
22 ている。この整理に含まれる検定試験は、内容・目的とも多様であるが、
23 その後の社会の変化等も踏まえ、より精ちな定義となるよう見直してはど
24 うか。
25
- 26 ○ 「一億総活躍社会」を形成するためには、社会人の学び直しは不可欠。
27 その中で、検定試験は、学び直しの成果の確認を可能にするものであり、
28 重要な意味を有する。
29
- 30 ○ 社会人以外についても、学習者にとって、検定試験は、いつでも、どこ
31 でも、誰でも受験することができるものであり、チャレンジ精神の涵養、
32 自己の学習の到達目標・到達度の確認、継続的な学習意欲の喚起、教養の涵
33 養等様々な意義がある。
34
- 35 ○ 人材を活用したい側にとっても、検定試験は、課題の解決のために必要
36 な知識・技能を持っている人材を明らかにすることができるものであり、
37 人材のマッチングに資するところが大きい。
38
- 39 ○ さらに、高大接続システム改革会議中間まとめにおいては、高校生の多
40

1 様な学習成果を測定するツールを充実する観点から、高等学校基礎学力テ
2 スト（仮称）の導入に加えて、校長会等が実施する検定試験の活用促進や
3 各種民間検定の質的向上・普及促進が提言されている。

4 (2) 検定試験の評価及び情報の公開について

5 ①評価の活用と情報公開による検定試験の信頼性向上の意義について

6 ○ 「検討のまとめ」においては、評価を、その主体に着目して大きく自己
7 評価と外部評価に分類した。さらに、外部評価を、関係者評価（様々な検
8 定事業者間で評価を行う取組）と第三者評価（希望する検定事業者に対し
9 て専門家等が行う評価）に分類した。

10
11 ○ 成熟化した社会においては、個人の学習成果も根拠に基づいて説明する
12 ことが重要である。そして、検定試験が、個人の学習成果を適切に証明し、
13 活用するものとして利用されるためには、受検者や利用者からの信頼性が
14 確保されることが前提となる。このためには、検定試験の全体を通じた様
15 々なプロセスが適切に行われていることを示すことが重要であり、各検定
16 事業者は、自己評価・外部評価を実施するとともに、それらの結果を含む
17 受検者や利用者の便に資する様々な情報を積極的に公開することにより、
18 実施する検定試験の質や信頼性についての説明責任（アカウントビリティ）
19 を果たすことが期待される。

20 21 ②検定試験の自己評価

22 ○ 検定事業者は、検定試験を実施し、その結果を振り返ることにより、日
23 常的に検定試験を点検し必要な改善を図っている。これに加えて、日常的
24 な点検では気づかない新たな視点からの改善を図るために、定期的に検定
25 試験の自己評価を行うことが有意義である。

26
27 ○ 平成23年に「検定試験の自己評価に関する研究会」が取りまとめた「検
28 定試験の自己評価シート」は、検定試験の評価を行う際の視点やその内容
29 として考えられるものについて、「実施主体」、「実施内容」、「実施手
30 続」、「検定結果の活用促進」、「継続的な学習支援」の5分野に分けて
31 評価項目を設定したものである。

32
33 ○ 平成26年度に受検者数5,000人以上の検定試験を実施する団体等90団
34 体に対して実施したアンケートによると、約7割の団体が、「検定試験の
35 自己評価シート」を活用した自己評価を実施している。

36
37 ○ 「検定試験の自己評価シート」は、各検定事業者にとって、自らによる
38 組織的・継続的な事業改善のための指針となるものであり、検定試験の質
39 の向上のため、「検定試験の自己評価シート」を活用して自己評価を行う
40 検定事業者を更に増やすことが必要である。さらに、各検定事業者は、利

1 用者や受検者にも分かる形でその結果を公表することが期待される。

- 2
- 3 ○ その上で、国においては、例えば、各検定事業者の自己評価の評価項目
4 や評価結果を踏まえて、各検定試験に共通して必要と考えられる評価項目
5 の抽出を図るなどにより、「検定試験の自己評価シート」が更に効果的な
6 ものとなるよう今後検討を深めることが期待される。

7

8 ③検定試験の外部評価

9 1) 第三者評価について

- 10 ○ 検定事業者による自己評価の実施に加えて、自らの評価の妥当性を検証
11 することで、評価の信頼性や客観性が高まる。また、自己評価では気づか
12 なかった視点を第三者の視点から提供されることで、今後の改善の取組が
13 一層充実する。
- 14
- 15 ○ また、他の検定事業者等の関係者による評価だけでは、受検者等からは
16 評価の客観性が低いと受け止められ、社会からの検定試験の信頼性向上を
17 目指す観点からは十分とはいえないとの指摘もある。
- 18
- 19 ○ このため、第三者としての専門家等から成る第三者評価を行うことによ
20 り、評価の客観性、専門性、透明性が確保され、各検定事業者の自律的な
21 質の向上や改善が更に促され、検定試験事業全体の質向上や信頼性の確保
22 に資することが期待される。

23

24 【評価する内容】

- 25 ○ 第三者評価の評価内容については、実施する機関が策定することを基本
26 としつつ、国において一定の基準等を示すべきかどうか。
- 27
- 28 ○ 評価に当たっては、検定試験の多様性を阻害しないよう、各検定試験の
29 規模、目的、測ろうとする知識や技能、受検者等を踏まえた評価の視点を
30 工夫する必要があるのではないか。
- 31
- 32 ○ 検定試験の運営・組織に関する項目については、規模・目的等にかかわ
33 らず、評価の対象とすべきではないか。
- 34
- 35 ○ 検定試験の試験問題の内容については、第三者評価によって検定試験の
36 問題の質を評価するのは難しく、特に専門性の高いスキルを測定する検定
37 では困難なのではないか、との考え方や、検定試験の問題の質が、信頼性
38 の高い形で評価されなければ、検定試験が社会的に広く活用されないの
39 ではないか、との考え方や、検定試験の問題の質を確保するための検定事業
40 者の取組を第三者評価機関が評価することにより質を担保することができ

1 るのではないか、との考え方もあり、どのように考えるか。

2
3 **【評価の対象とする検定試験】**

- 4 ○ 第三者評価の意義にかんがみ、検定事業者の判断で積極的に第三者評価
5 を受けることが期待されるが、就学・進学・社会参画等広く社会で活用さ
6 れることを目的とする検定試験は、質の向上や信頼性の確保が強く求めら
7 れるため、第三者評価を受けることが必要ではないか。

8
9 **【評価者】**

- 10 ○ 第三者評価を実施する評価者として、どのような者が適切か。

11
12 **【評価の実施機関】**

- 13 ○ 第三者評価には信頼性・公正性が求められるところ、具体的な要件は更
14 に検討する必要がある。また、実施機関は、営利団体であるよりも非営利
15 団体である方が望ましいとする考え方もあるが、どうか。

- 16
17 ○ 第三者評価を実施する機関が乱立すると実施機関間の評価のばらつきが
18 生じて信頼性が損なわれることを懸念する考え方がある一方、検定試験は
19 多様な分野で実施されており、適切な第三者評価を行うためには多様な主
20 体が第三者評価を実施して、多様な取組が実施される必要があるという考
21 え方もある。

22 複数の機関が第三者評価を実施する場合、民間の団体が実施することを
23 前提として、その質を保証する観点から、国としてどのような関与の在り
24 方が適切か。例えば、第三者機関を実施する適切な主体を確保し、育成す
25 る観点から、国が第三者評価事業を後援することや、第三者評価のガイド
26 ラインを作成すること等が考えられるか。

- 27
28 ○ 第三者評価の実施機関は、検定試験の優れた取組を社会に対して発信し
29 ていくことが必要であるが、第三者評価の評価結果を社会に公表する方法
30 について、どのように考えるか。

- 31
32 ○ また、第三者評価の実施機関には、評価を通じて検定試験に関するノウ
33 ハウを蓄積し、これを活用して検定事業者に対して助言や支援を行うなど、
34 第三者評価の取組を通じて検定試験を育てる機能を果たすことも望まれ
35 る。

36
37 **【自己評価との関係】**

- 38 ○ 第三者機関による第三者評価は、検定事業者による自己評価と連携して
39 実施する必要があるのではないか。検定事業者は、まず、自らの実施する
40 検定試験について自己評価を実施した上で、その自己評価結果を参考とし

1 て提示しつつ第三者評価を受けることにより、検定試験のPDCAサイクルの
2 質を一層向上させることが求められるのではないか。

3 あるいは、第三者評価機関が、第三者評価を受ける検定事業者に対して
4 あらかじめ自己評価項目を提示し、その自己評価結果に対する評価も含め
5 た第三者評価を実施することも考えられるか。

6 また、例えば、上場企業の内部統制報告制度（いわゆる J-SOX 法）とし
7 て財務報告にかかる内部統制を評価して報告する制度があるが、様々な方
8 法の一つとして、これも参考にして、組織における業務遂行の適正性の状
9 況について検定事業者が自己評価した結果をとりまとめ、第三者評価機関
10 や国等に示すことも考えられるか。

11 12 2) 関係者評価について

13 ○ 類似した検定事業者等の間で行う関係者評価について、検定試験の改善
14 に資する面がある一方、類似した検定が存在するとは限らないこと、他の
15 類似した検定事業者といえども評価対象の検定については必ずしも専門性
16 が高いとは限らないこと、評価対象の検定事業者の財務・運営状況等の内
17 部事情が他の検定事業者に知られてしまうこと等の課題も指摘される。

18
19 ○ 一方で、外部の第三者による評価は、検定事業者の内部運営等の組織に
20 ついて評価を行うことを基本として、より当該分野に近い関係者評価によ
21 り検定試験の内容や評価基準等について評価を行うことも考えられるか。

22
23 ○ これらのほか、類似の分野の検定試験や難易度が近い検定試験の実施者
24 と情報交換を進めることによって、更に検定試験の質を高め、活用を促進
25 することができるのではないか。

26 27 ④評価の体系について

28 ○ 上記の取組を通じて、検定試験の質の向上や信頼性の確保が進むこと
29 により、更に検定試験の活用の幅が広がり、これが更なる信頼性の向上を呼
30 び起こすという好循環を呼び起こす。

31
32 ○ 検定事業者への過剰な負担を避け、効果的・効率的に評価を行う観点か
33 ら、自己評価・関係者評価・第三者評価の相互の体系について更に検討を
34 深めることが必要。その結果を踏まえて、現在は試案に止まる「検定試験
35 の評価ガイドライン」を、今後国において策定を行うことが求められる。

36 37 (3) 検定試験の活用について

38 ①検定試験の活用の意義について

39 ○ 検定試験については、単に資格の取得と、そのための学習活動自体を目
40 的とすることにとどめるのではなく、検定事業者や国、企業等は、その成

1 果が適切に評価され社会的に活用される場を広げるよう意識することが重
2 要。

3
4 ○ 検定試験により学習の成果が証明されることは、人材をマッチングする
5 際の判断基準のひとつとなり、人材を活用したい側にとっても意義がある
6 ことから、学びと活動の循環につながる。

7
8 ○ 検定試験の活用の幅が広がることは、学習者の学びの進化につながり、
9 これにより更に検定試験の活用に資する。

10 11 ②検定試験の活用の促進について

12 ○ 現在、検定試験は、就業・学校等の場面で活用されている。例えば、一
13 定の検定試験に合格している場合に、採用において優遇措置が与えられた
14 り、入試において加点の措置や一定の試験の免除の措置があったり、学校
15 の単位を認定したりしている。

16
17 ○ 検定試験は、個人の学習成果を測定し証明するものであり、「学び」と
18 「活動」の橋渡しを促進するために、検定試験の活用が促進されることが
19 望ましく、そのためには関係者それぞれに期待することを整理し、広く周
20 知することが重要。

21 22 【検定事業者に期待すること】

23 ○ 検定事業者においては、検定試験の活用を念頭に置きながら、学校・企
24 業や地域に対して、測ろうとする知識や技能、難易度や活用方策を示すこ
25 とが望ましいのではないかと。国においても、これらを学校・企業や地域に
26 対して効果的に提示する方策について研究することが求められるのではない
27 かと。

28
29 ○ 検定試験について、受検者の年齢層や発達段階・学習段階に応じた基礎
30 的な段階の試験から発展的・応用的な段階の試験まで実施し、学習者が生
31 涯にわたり学習を継続する励みとなるように工夫することも考えられるの
32 ではないかと。

33
34 ○ その他、どのようなことが期待されるか。

35 36 【企業・地域等人材を活用する側に期待すること】

37 ○ 企業・地域等人材を活用する側についても、人材のマッチングを促進す
38 るため、どのような検定試験に合格している者を必要としているかを発信
39 することが求められるのではないかと。

- 1 ○ その他、どのようなことが期待されるか。

2
3 **【学校に期待すること】**

- 4 ○ 学校においては、各種検定試験の質的向上・普及促進が行われることを
5 前提に、多様な学習成果の測定のための一つの方法として、検定試験の活
6 用が考えられるとともに、特に高等学校段階において、学校の実態に応じ
7 て、もっと単位認定などの取組が進むことが重要ではないか。

- 8
9 ○ そのためには、検定試験が、学校における学習とどのように結びつき、
10 どのような観点から学習成果として評価することが可能であるかについて
11 示していくことが必要。

- 12
13 ○ その他、どのようなことが期待されるか。

14
15 **【国・地方公共団体に期待すること】**

- 16 ○ 検定試験の意義や活用の促進について周知・啓発が考えられるが、どの
17 ような手法が効果的か。

18
19
20 **5. 学習成果の評価・活用のための「人材認証制度」の活用の推進**

21
22 **(1) 求められる役割・機能**

- 23 ○ 平成24年度文部科学省委託調査「人材認証制度のニーズ及びマッチング
24 に関する調査研究」において、いわゆる「人材認証制度」とは、「一定の
25 学習や活動を経た人材の能力、経験等を第三者が客観的に認証等を行う仕
26 組みを網羅的に指す」ものとしている。通常、その多くは、自治体や大学
27 等が実施している講座を受講した成果を認証したり、講座の修了証の交付
28 を行ったりするものであり、法令に根拠のある国家資格や、ある時点にお
29 ける知識・技能の到達度を認定する検定試験は含まない。地域が必要とす
30 る人材像を可視化し、課題と人々の学習需要とのマッチングを進めるため
31 に有効な方策の一つで、学習・活動履歴の体系化にも寄与。

32
33 **(2) 当面取り組むべき課題**

- 34 ○ 一部の地方自治体・大学等において、「人材認証制度」の取組が進めら
35 れているが、取組を拡大し、効果的な推進を図るためには、自治体と大学
36 等との適切な連携と役割分担によるモデル的な事例の共有が必要。
- 37
38 ○ 学習の提供を受ける場と、活動することを希望する場が必ずしも一致し
39 ない場合、適切なマッチングが行えず、地域のニーズを満たした人材が地
40 域活動に参加できないこともあり得る。

1
2 **(3) 将来的な活用可能性**

- 3 ○ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用し、人材認証を
4 受けた者のネットワーク化を図ることで、地域活動を担う新たな主体とし
5 て発展することが期待される。

6
7
8 **6. ICTを活用した「生涯学習プラットフォーム（仮称）」の構築**

9
10 **(1) 求められる役割・機能**

- 11 ○ 『「学び」と「活動」の循環』を形成する上で、様々な学習機会提供者
12 ・検定試験実施団体とともに、学習成果を評価・活用する企業・学校・団
13 体等の参画も得て、ICTを活用して学習・活動成果を適切に記録・管理・活
14 用するための「生涯学習プラットフォーム（仮称）」を構築することが考
15 えられ、生涯学習活動を通じた「全員参加型による課題解決型社会」の実
16 現に寄与することを期待。
- 17
18 ○ 「生涯学習プラットフォーム（仮称）」は、第一の機能として、学習者
19 等への多種多様な学習機会の提供に資する機能（学習機会提供機能）が必
20 要。大学、地方自治体、民間事業者等が提供する学習プログラムが体系的
21 に再構築され、より多種多様な学習機会の提供等取組の質の向上を期待。
- 22
23 ○ 第二の機能として、学習・活動の履歴を客観的に記録・管理・証明する
24 機能（学習・活動履歴の記録・証明機能）が必要。学習機会提供者や検定
25 試験実施団体の協力を得ることで信頼性のある記録・証明が可能。ボラン
26 ティアへの参加や顕彰等の受賞歴等、自由に記載できる部分を設けること
27 で、記載の信頼性と自由度のバランスに期待。
- 28
29 ○ 第三の機能として、学習者同士のネットワーク化、地方自治体やNPOと
30 のマッチングに資する学習者等のネットワーク化の機能（学習者等のネッ
31 トワーク化機能）が必要。学習・活動履歴の記録により、同様の学習・活
32 動を行う者や学習・ボランティアサークルとのつながりを支援する SNS を
33 構築し、学習コミュニティ形成や地域で活動を行う団体の育成につながる
34 ことを期待。
- 35
36 ○ 「生涯学習プラットフォーム（仮称）」は、一人一人の学習の促進と、
37 学習した成果の課題解決への還元という生涯学習の二つの側面を橋渡しす
38 るもの。
- 39
40 ○ 三つの機能を連携させるため、各機関の横断的な情報の流通が必要。学

1 習者が各機関で学習・活動した履歴を自らの管理に戻し、自らの意思で流
2 通させることで実現される効率性、今後の変化に耐えられる柔軟性・拡張
3 性を備えたシステムの構築が望まれる。同時に、各機関で実施されている
4 機能を包括的に統合したモデルとして機能することが重要。

6 (2) 機能により実現されること

7 【学習者と「学び」の場とのマッチング】

8 ○ ICT を活用した生涯学習パスポート等により、学習・活動履歴を客観的
9 に把握・記録し、関連の深い講座等を推薦する機能（レコメンド機能）等
10 を通じ、系統的な情報の提示やより適切な学習機会の提供が可能。

11
12 ○ 公民館や図書館、大学や専修学校等における学習機会を系統別に整理・
13 提示し、複数の学習施設等における学びを促進するとともに、資格取得等
14 の目標設定を容易にすること等から、学習機会を提供する施設等を活性化
15 し、学習者の学ぶ意欲を持続できるような仕組みとして構築していくこと
16 が重要。

17 【学習者と「活動」の機会とのマッチング】

18 ○ ICT を活用した生涯学習パスポート等により、信頼性を担保した証明等
19 による学習者への支援が可能。容易に多くの人に自らの学習・活動成果を
20 示すことが可能であるほか、最新技術の導入や学習者同士の相互保証等の
21 仕組みの構築も可能。

22
23 ○ SNS によって、検定試験の受検や講座の受講による学習・活動成果をよ
24 り多くの人に示すことが可能になるとともに、同じ学習活動等をする仲間
25 とのつながりや、地域・空間・世代を超えた学習コミュニティの形成等に
26 よって活用の場が広がることが期待される。例えば、検定試験の受検者の
27 ネットワークが形成されることで、学びや活動が更に活性化されることも
28 考えられる。

29
30 ○ SNS の活用により、地域と学校の協働活動や地域活動への参加機会を案
31 内すること等も可能。さらに、SNS に多くの団体・個人が参加することで、
32 様々な課題解決を目指す者と自らの学習成果を活用しようとする者同士
33 が、議論や協力する場として活用できるなど、多様な学習成果を具体的な
34 課題解決につなげるためのプラットフォームともなる。

35
36 ○ ICT を活用した「人材認証制度」により、学習・活動履歴の可視化・体
37 系化、地域が求める人材像の可視化やそれに必要な講座のレコメンド、認
38 証作業の効率化が図られ、より適切なマッチングが可能。

- 1 ○ 地域活動への参加等の活動記録が新たな学習・活動履歴となり、新たな
2 活動へのマッチングや、より高度な学習機会の提供につなげるとともに、
3 SNS 等により社会における様々な活動や課題と学習のマッチングの場とな
4 ることにより、『「学び」と「活動」の循環』が発展することを期待。

6 (3) 当面取り組むべき課題

- 7 ○ 個人が安心して自らの学習・活動履歴を管理できるようにするため、個
8 人に関する情報が保護されることが何よりも重要。そのため、セキュリテ
9 ィーの技術的検討、扱うデータの範囲や項目等の標準化、データを扱う際
10 のルール、システム導入に必要な支援の在り方等の実証的な研究が必要。

- 11
12 ○ 平成 26 年度から平成 28 年度まで、総務省において、ICT を活用した初
13 等中等教育段階向けの「教育クラウド・プラットフォーム」の構築及びそ
14 の標準化に向けた実証事業を実施予定。

15 事業の実施に当たっては、文部科学省との連携の下、ICT CONNECT21（み
16 らいのまなび共創会議）等の教育情報化関連団体や様々な企業等が参画。

- 17
18 ○ 「生涯学習プラットフォーム（仮称）」の検討に当たっては、総務省と
19 連携し、「教育クラウド・プラットフォーム」の実証事業により得られた
20 技術標準や知見等の成果を有効に活用すべき。それを踏まえ、「生涯学習
21 プラットフォーム（仮称）」を実現するため、関係団体等の協力も得て、
22 初等中等教育段階向けのフォーマル教育のみならず、ノンフォーマル教育、
23 インフォーマル教育も含めた生涯学習全般に拡張するための付加的な標準
24 化等の技術的検討を進めることが重要。

25 その際、「生涯学習プラットフォーム（仮称）」を持続的に運営可能な
26 民間の主体が中心となって進めること等により、一人一人が本プラットフ
27 ォームをその一生涯を通じて安心して活用できるよう、継続的・安定的な
28 運営を確保する観点が重要。

- 29
30 ○ このような観点から、国においては、「生涯学習プラットフォーム（仮
31 称）」を実現していくため、その前提として、学習活動の成果の蓄積をも
32 とにした一層の学習活動の活性化等に資するマッチング等の機能の在り方
33 等の実証や、「生涯学習プラットフォーム（仮称）」の実現に向けた今後
34 の検討の在り方等について更に研究を進めることが必要。

- 35
36 ○ 今後検討を進めるに当たり、諸外国における学習・活動の成果の蓄積・
37 活用に係る先進的な事例に関する研究が必要。さらに、「生涯学習プラッ
38 トフォーム（仮称）」における関係機関の役割分担等の検討が望まれる。

1 **（４）将来的な活用可能性**

2 ○ ICT の活用により、学習・活動に取り組んだ履歴等、これまで蓄積が困
3 難であった情報も蓄積し、こうした新たな情報も参考にした学習者同士の
4 相互保証やマッチングがなされ、さらなる「学び」と「活動」の循環が促
5 進されることを期待。

6
7 ○ データの流通や分析等が可能になれば、「学び」や「活動」の社会的意
8 義（例えば高齢者の健康との関係等）の研究等、様々な場面での活用が可
9 能。さらに、SNS 上の情報や様々な活動の状況を、学習・活動履歴の一つと
10 して個人の同意の下に機械的に収集・蓄積することで、更なる活動の活性
11 化等に活用することも、今後の技術的な検証等を経た上で考えられるので
12 はないか。

13
14 ○ ICT を活用したシステムを構築する中で、世界的な動きや標準に我が国
15 の学習活動をマッチングさせる機会も数多く得られ、世界的なネットワー
16 ク化や国境を越えた学習情報の収集・発信等、我が国の生涯学習活動の発
17 展につながることも期待。